

【特定指定地域(大阪府A)】法人タクシーの登録手続一覧表

(色付の項目の書類は、会社でそろえるもの)

| 種別 | | 提出(提示)書類 | | | | | | | 手数料 | |
|---|---|-------------------------------|-------|------------------------------------|---|------------------------------|------------------------|-----------------------------|--------------|--------|
| 1)はじめて登録するとき | | 運転免許証 | 申請用写真 | 登録申請書 (第二号様式) | 運転者証交付 申請書 (第九号様式) | 雇用条件及び 雇用契約証明 書 | 合格証の写し | 講習修了証の 写し | 住民票の写し ※2 | 4,000円 |
| 2)登録の取消し処分後に再び登録 するとき | | 運転免許証 | 申請用写真 | 登録申請書 (第二号様式) | 運転者証交付 申請書 (第九号様式) | 雇用条件及び 雇用契約証明 書 | 運転経歴書 (第三号様式) ※4 | 講習修了証の 写し | 住民票の写し ※2 | 4,000円 |
| 【(6)②と同様の「運転者証」の返納の手続きが終了していない場合は、登録できません。】 | | | | | | | | | | |
| 3)運転免許の停止(40日以上) 及び運転免許証の失効により登 録が消除され再び登録するとき | | 運転免許証 | 申請用写真 | 登録申請書 (第二号様式) | 運転者証交付 申請書 (第九号様式) | 雇用条件及び 雇用契約証明 書 | 運転経歴書 (第三号様式) ※4 | — | 住民票の写し ※2 | 4,000円 |
| 【(6)の手続きが終了していない場合は、登録できません。】 | | | | | | | | | | |
| 4)運転免許証を更新したとき | | (更新済み) 運転免許証 | 申請用写真 | 運転者証 | 登録事項変更 等届出書 (第四号様式) | 運転者証訂正・ 再交付申請書 (第十号様式) | — | — | — | 1,300円 |
| 5)事業者が変わったとき (大阪特定指定地域内に限る。) | | — | 申請用写真 | — | 登録事項変更 等届出書 (第四号様式) | 運転者証交付 申請書 (第九号様式) | 雇用条件及び 雇用契約証明 書 | 旧事業者から運転者証が返納 されていることが必要 | — | 2,000円 |
| 6)運転免許の失 効又は停止処 分を受けたと き *再登録時は (2)を参照 | ①全ての場合に 必要 | *運転免許の停止に係るものは処分通知書又 はその写し | | 登録事項変更 等届出書 (第四号様式) | 運転免許の停止(40日以上、短縮関係なし)及び失効で届出が7日以上遅 れている場合は、届出遅れの本人の理由書 | | | | | |
| | ②失効及び40 日以上免停 の場合は①に 加えて必要 | — | 運転者証 | 運転者証返納 届出書 (社印必要) | 運転免許の停止(40日以上、短縮関係なし)及び失効で運転者証の返納が7 日以上遅れている場合は、返納遅れの事業者の理由書 | | | | | |
| 7)運転者証を紛失したとき | | 運転免許証 | 申請用写真 | — | — | 運転者証訂正・ 再交付申請書 (第十号様式) | てん末書(その事実を証する書面) | | — | 2,000円 |
| 8)住所が変わったとき | | — | — | — | 登録事項変更 等届出書 (第四号様式) | — | — | 住民票の写し ※2 | — | |
| 9)氏名が変わったとき | | (氏名変更済) 運転免許証 | 申請用写真 | 運転者証 | 登録事項変更 等届出書 (第四号様式) | 運転者証訂正・ 再交付申請書 (第十号様式) | — | — | 住民票の写し ※2 | 1,300円 |
| 10)運転者証を損じたり、汚したとき | | 運転免許証 | 申請用写真 | (損じ、汚した) 運転者証 | — | 運転者証訂正・ 再交付申請書 (第十号様式) | — | — | — | 2,000円 |
| 11)運転免許の種 類や番号が変 わったとき | ①有効期限が変 わったとき | (新規変更済) 運転免許証 | 申請用写真 | 運転者証 | 登録事項変更 等届出書 (第四号様式) | 運転者証訂正・ 再交付申請書 (第十号様式) | — | — | — | 1,300円 |
| | ②有効期限が変 わらないとき | (新規変更済) 運転免許証 | — | — | 登録事項変更 等届出書 (第四号様式) | — | — | — | — | — |
| 12)原簿の謄本交付(閲覧)を請求 するとき | | — | — | 謄本交付(閲覧)請求書 (第七号様式) | | — | — | — | — | 450円 |
| 13)業務経歴証明書を請求するとき | | 運転免許証 | — | 登録運転者業務経歴証明書 交付申請書 (第十号様式の二) | | — | — | — | — | 450円 |
| 注 意 事 項 | ※1. 上記の4)⑥)7)8)9)10)11)の場合は、直ちに(7日以内)必要書類を提出し、手続きをしなければなりません。 ※2. 住民票の写しは、取得後3か月以内のものでコピーは不可 ○住民票の写しとは……市役所等で交付された本通 ※3. 写真は、6か月以内に写した5センチ角、無帽、無背景の顔写真(顔の大きさが3センチ以上)で、裏面に氏名、撮影年月日を記載してください。 ※4. 上記の運転経歴書の経歴は「申請前2年以内に90日以上の乗務日数(暦日数ではありません。)」が必要です。(90日以上の経歴が取れない場合は、有効な合格 証) ※5. 事業者は、運転者が退職又は行政処分(運転免許の40日以上停止及び失効含む)を受けたとき、運転者としての選任を解いたときは、運転者証を返納届とと もに、直ちに(7日以内)返納しなければなりません。 ※6. 登録に関するお問合せは、登録課(TEL 06-6933-5615)をお願いします。 | | | | | | | | | |